


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則													
件名	東大和市寄附金に対する返礼品等取扱要領について															
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項												
関係事項	条例規則	東大和市寄附金取扱要綱（平成28年9月28日市長決裁）														
	部課機関	総務部総務管財課、市民部産業振興課														
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市寄附金取扱要綱第7条第2項の規定に基づき、東大和市に納入される寄附金に対する返礼品の贈呈の要件、手続その他必要な事項について定める「東大和市寄附金に対する返礼品等取扱要領」を制定した。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 寄附者は、「旧日立航空機株式会社変電所の保存等」以外の寄附金の使途を選択した者で1万円以上の寄附を行ったものには、下表に定めるところにより返礼品を贈呈する。返礼品の金額を上限に複数の組合せを可能とし、返礼品の金額が12,500円を超える場合には、別に寄附金額を定めることが可能である。</p> <table border="1" data-bbox="323 943 916 1200"> <thead> <tr> <th>寄附金額</th> <th>返礼品の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円以上2万円未満</td> <td>2,500円相当</td> </tr> <tr> <td>2万円以上3万円未満</td> <td>5,000円相当</td> </tr> <tr> <td>3万円以上4万円未満</td> <td>7,500円相当</td> </tr> <tr> <td>4万円以上5万円未満</td> <td>10,000円相当</td> </tr> <tr> <td>5万円以上</td> <td>12,500円相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 返礼品協力事業者については、「市の区域内に本社、事業所、工場等を有する」、「各種法令等に従い生産、製造、加工、販売又は提供を行っている」等の要件を備えている個人又は法人等を返礼品協力事業者として認定する。</p> <p>③ 返礼品については、返礼品協力事業者が提供する物品又はサービスであって、「市の区域内で生産、製造、加工、販売又は提供をされているもの」、「市の魅力を伝えることができるもの又は市の印象を良くすることができるもの」等の要件を備えるものを返礼品として認定する。</p> <p>④ 上記の②及び③の認定を受けようとする場合は、認定申請書を市長に申請する。市長は、認定の可否を決定し、認定・不認定通知書により当該個人又は法人等に通知する。</p> <p>(2) 施行日 平成29年1月25日（市長決裁日）</p> <p>(3) 影響及び効果 市の寄附金に対する返礼品の取扱が明確化され、適正な事務処理を行うことが可能となる。</p>					寄附金額	返礼品の金額	1万円以上2万円未満	2,500円相当	2万円以上3万円未満	5,000円相当	3万円以上4万円未満	7,500円相当	4万円以上5万円未満	10,000円相当	5万円以上	12,500円相当
寄附金額	返礼品の金額															
1万円以上2万円未満	2,500円相当															
2万円以上3万円未満	5,000円相当															
3万円以上4万円未満	7,500円相当															
4万円以上5万円未満	10,000円相当															
5万円以上	12,500円相当															
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）																
3. 留意事項（問題点等）																
4. 主管部処理案（検討結果等）																
5. 審議結果																

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。